

6. 宮前区構想素案に対する御意見と市の考え方

対象項目	整理NO	意見の要旨	市の考え方
都市構造	601	<p>菅生、長沢などでは、田園都市線沿線より小田急線沿線、世田谷町田線との連携が強い。宮前区でも端のほうは、周辺地域との関連性が強い。昔からの地形や交通体系を踏まえた上で、周辺地域との関連性を骨格としてしっかり記述すべき。</p> <p>また、梶ヶ谷ターミナル周辺では、コンテナトラックが増大し渋滞が起きている。行政は都市の骨格づくりをしっかりと記述すべき。</p>	<p>宮前区構想素案につきましては、区別の構想となっているため、区内の記述が中心となっておりますが、隣接する地域との関係性につきましては、全体構想素案P14 1 広域調和・地域連携型のまちをめざしますの項において反映されていると考えております。</p> <p>都市の骨格となる幹線道路の整備等の考え方につきましては、宮前区構想素案P32 1快適に移動できる道路網のあるまちをめざしますの項において基本的な考え方を記述しております。</p>
土地利用	602 19, 24	<p>川崎縦貫高速鉄道の宮前区における都市基盤での位置づけについて</p> <p>宮前区都市計画マスタープランにおける川崎縦貫高速鉄道は5駅の設置計画となっており、まちの都市基盤整備では、もっとも重要な大黒柱の要素である。路線変更による国の認可はまだこれからにしても、20年先を見据えた計画ならなおのこときちっと5駅を活用したまちのありようを文言でいれるべきである。便利さだけでなく、土地利用のすすめかたについては早くから地域の合意があったほうが良く、この業務への行政の姿勢意気込みが見えてないと思います。(P19 1 (3) 計画的な土地利用転換の誘導について)</p> <p>P24 5 地域別のまちづくりの方針の項において、インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域、については項目があるが鉄道についてはなぜ記されていないのか。5駅を新しいまちの核としながらも地域特性を活かした方針も入れてもらいたい。</p> <p>川崎市全体計画では何千億円もの一大投資事業推進を決定しているにもかかわらず、もし中止になっても使える抽象的な文言の都市構造、交通体系の骨格になっている。</p> <p>川崎市全体計画で地下鉄ができればまちの顔や形がかなり変わるはずだが、プランの中では特徴的に見えません。もっと見せるべきだと考えます。</p>	<p>川崎縦貫高速鉄道線の整備につきましては、市の「総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」と整合を図り記述しておりますが、現段階では、駅位置の詳細については、決定しておりません。したがって内容につきましては、宮前区構想素案P15 2(1)地域の交流を支える交通体系の項において、川崎縦貫高速鉄道を周辺都市との連携や区内の各拠点・地区の交流・連携を支える「鉄道軸」として位置づけ、同素案P17の都市構造方針図において、基本的方針に該当する内容を記述しております。また、同素案P18 1(1)魅力ある地域生活拠点の形成の項において、川崎縦貫高速鉄道線の整備の機会をとらえた記述を行い、同素案P19 1 (3)鉄道駅を中心とした拠点地区等における土地の高度利用と再開発の促進の項において、駅整備に際しての基本的考え方を記述、さらに同素案P28 <土地利用の区分> 地域商業エリアの土地利用の基本的方向にも、土地利用の誘導について記述しております。</p> <p>以上の記述は、全体に通じる考え方であり、より具体的な生活圏の特性ごとに整理したP24 5地域別のまちづくりの方針の項には記述しておりませんが、御意見の趣旨につきましては、今後の具体的な取組の参考とさせていただきます。</p>
	603 21	<p>2(7)誰もが住み続けられる住環境づくりについて</p> <p>内容が住宅づくりに偏っているように思います。例えば、都市ガスや下水道などのインフラ整備促進支援を記述する。</p> <p>支援のひとつとして河川敷道路の活用がある。河川の景観を愛する歩行者に配慮した道路として維持・管理するだけでなく、ライフライン強化にも利用できるよう規制緩和を進めていく必要がある。</p>	<p>御指摘の箇所は、分野別の方針として、特に住環境・住まいづくりに関して重点的に記述している部分となっており、下水道分野も含めた記述とはなっておりません。下水道の整備につきましては、宮前区構想素案P43 3(2)都市の安全、快適な環境づくりをめざした下水道の整備の項において、基本的考え方を記述しております。</p> <p>ライフライン強化につきましては、防災上重要な事項でございますので、宮前区構想素案P48 1(4)都市施設の防災性向上の項において、基本的考え方を記述しております。河川敷道路活用の具体的御提案につきましては、御意見として参考とさせていただきます。</p>

<p>土地利用・都市環境・都市防災</p>	<p>604 25</p>	<p>宮前区水沢・平瀬川水源域を守る土地利用について 北部市場西側、菅生水沢の森計画地北側の生産緑地一帯は今後地主さんの相続があるたびに開発が進むと思われます。多摩川に二子でつながる平瀬川は8km弱の都市河川ですが、流域にとつてはこの大地に人が住み始めた太古の時代から、命の水、生活環境資源として大切な川でした。都市マス素案の中では平瀬川を活かすまちづくりは要素としてあっても、どう都市河川の維持管理をしてゆくのか、特に平常時の維持管理用水確保のための施策がありません。そして大雨時対策では今50mm対応ですが上流部水沢地区の開発に伴う、雨水処理を考えると平瀬川で飲み込めるのか非常に心配です。地形の特徴をつかんで、水源域の土地利用を考えると緑のダム構想が必須要素で、規制しても緑と畑を守れるマスタープランが必要と考えます。(P25(2)平瀬川地域の～河川を中心としたまちづくり～、関係) 市民の主体も大切だが、政治、行政の市民の意を汲んだ先をみつめた施策決断がないと、手遅れになることが往々にしてある。都市計画こそ網をかけたたり規制したりできるはず、この先見性が問われます。</p>	<p>河川関係につきましては、宮前区構想素案P41 1(5)水に親しめる河川づくりの項において、基本的考え方を記述しておりますが、都市計画マスタープランでは詳細な事業手法までの記述は行っておりません。 御意見の趣旨である維持管理用水確保につきましては、関連する項目として、同素案P40 1(4)住宅地と農地が調和したまちづくり 優良な農地の保全の項において、「農地が雨水の保水や地下水の涵養等の多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます」と記述し、さらに同素案P41 1(6)水と緑のネットワーク形成の項において、「健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます」と記述、さらに同素案P44 3(5)環境に優しい循環型のまちづくりの項において水循環構造の保全・再生等の視点に立つ旨の記述を行っております。あわせて都市防災の観点からも、同素案P48 1(3)市街地の浸水対策の項において、「河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、浸透機能を有する下水道や透水性・保水性のある舗装材を用いた道路舗装の検討などを進めます」と記述しております。 御指摘部分の同素案P26 5土地利用の地域別のまちづくり方針(2)平瀬川～河川を中心としたまちづくり～の項においては、基本的考え方を記述し、具体的な事業手法等までの記述は行っており、さらに土地利用誘導方針における具体的な地域の土地利用規制に関する内容は、住民の発意による主体的な活動をふまえた土地利用ルール策定という観点が不可欠であると考えておりますので、御承ください。御意見の趣旨につきましては、今後の具体的な取組における参考とさせていただきます。</p>
<p>交通体系</p>	<p>605</p>	<p>縦貫高速鉄道線の整備について、市長が5年間延期し、現在は小杉に重点を置いてやっていくということだが、素案には5行程度しか記述されていない。もう少ししっかりと記述してほしい。</p>	<p>川崎縦貫高速鉄道線の整備につきましては、市の「総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」と整合を図り記述しております。内容につきましては、宮前区構想素案P15 2(1)地域の交流を支える交通体系の項において、川崎縦貫高速鉄道を周辺都市との連携や区内の各拠点・地区の交流・連携を支える「鉄道軸」として位置づけ、同素案P17の都市構造方針図において、基本方針に該当する内容を記述しております。また、同素案P18 1(1)魅力ある地域生活拠点の形成の項において、川崎縦貫高速鉄道線の整備の機会をとらえた記述を行い、同素案P19 1(3)鉄道駅を中心とした拠点地区等における土地の高度利用と再開発の促進の項において、駅整備に際しての基本的考え方を記述、さらに同素案P28 <土地利用の区分> 地域商業エリアの土地利用の基本的方向にも、土地利用の誘導について記述しております。</p>
<p>都市防災</p>	<p>606</p>	<p>行政と市民の役割分担について、行政が何をどこまでできるのかを明確に記述してほしい。河川整備を例にとると、平瀬川上流部には、生産緑地がかなりあるが、相続発生後は保全されるかどうかかわからない。平瀬川は現在時間雨量50mm対応になっているが、大雨の時には下の尻手黒川道路は水浸しになる。川崎市では90mm対応をめざしているというが、いつになるかわからない。行政としてどこまでできるのかを明示すべき。</p>	<p>都市計画マスタープランでは詳細な事業計画を示すものではないことから、平瀬川の治水対策につきましては、宮前区構想素案P47 1(3)河川の整備の項において、基本的考え方を記述しております。なお、市として今後10年間は時間雨量50mmに対応できる整備が図られていない区間につきまして、整備を進めてまいります。御意見の趣旨につきましては、今後の具体的な取組の参考とさせていただきます。</p>